

「洲本市観光シェアサイクル実証運行業務」
に関する仕様書

令和7年7月

兵庫県洲本市産業振興部

商工観光課

1 件 名

洲本市観光シェアサイクル実証運行業務

2 業務期間

契約日から令和 8 年 1 月 30 日（金）まで

※実証運行期間は契約日～令和 7 年 12 月末日までの間で連続して 60 日間実施することとし、詳細なスケジュールについては、本市と協議すること。

3 実施場所

(1) 自転車の貸し出し・返却を行える拠点を市内に 2 か所以上設けること。

(洲本市港 2 洲本バスセンター周辺及び市内 1ヶ所)

(2) 土地所有者、施設管理者、交通管理者、所管部署等の承諾が得られる見込みがある場所を拠点とすること。

4 運営に係る業務内容

(1) 市民・観光客への周知、広報（ホームページ、市広報、チラシ、SNS 等）

また、路線バス運行事業者へも協力をあおぐこと。

(2) ヘルメットの貸し出し・バッテリーの充電、苦情・問い合わせ対応等

(3) 自転車の維持管理

(4) シェアサイクルに係る違法駐輪対策（利用者への周知、自転車の回収、苦情対応等）

(5) 利用者（市民、観光客など）への周知・広報・利用率向上に向けた取組み

(6) 利用者の満足度や交通行動の変化等に関するアンケート調査の実施

(7) 各種データの収集・整理・分析、業務の課題整理と本市へのデータ提供

(8) 業務の本格導入に向けた改善提案

(9) 業務報告

※ 自転車のメンテナンスや乗り捨てられた自転車の回収・再配置等の業務については、可能な限り市内事業者との連携を図ること。

5 料金、付帯業務、収支

(1) 多くの人に利用してもらえるよう適切な料金設定を行うこと。

(2) デポジット料金を徴収する場合、業務期間の終了などを理由として、利用者が解約を希望するときは、利用者の求めに応じ、確実に料金を返金すること。

(3) 本業務に付帯又は本業務から派生する業務を実施する場合は、事前に本市と協議の上、承認を得ること。

(4) 本業務における利用料金及び広告料、その他の収入は、全て事業者に帰属する。

6 利用方法等

- (1) 観光客や市民など、多くの利用者がスマートフォン等により、インターネットやアプリから簡易に利用登録でき、即日利用可能なシステムとすること。
- (2) 料金收受方法は、盗難や不正利用の防止、確実な決済を担保する観点を考慮し、クレジットカードや電子マネー（交通 IC カード含む）、キャリア決済のうち1つ以上利用できるようにすること。
- (3) 利用方法等は、利用者にとってわかりやすいよう工夫を行うこと。
- (4) ヘルメットの着用努力義務に関して、利用者に周知し、着用が進むよう取り組むこと。

7 シェアサイクル（自転車）の仕様

- (1) 安全性と機能性を考慮して、使用する自転車の車輪は 20 インチ以上を基本とすること。
- (2) 長時間の観光周遊を想定して、原則として全台電動アシスト付き自転車を採用すること。
- (3) 自転車の台数は、20 台とすること。
- (4) 自転車の位置情報が把握できるような機能を搭載すること。
- (5) 制御装置（ブレーキ）や警音器を備え付けるなど、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）等の関係法令に適合した自転車を使用すること。また、安全性、操作性、耐久性の高いものとする。
- (6) 自転車には防犯登録を行うなど盗難対策を行うこと。
- (7) 利用者のケガや損害賠償事故（対人・対物）に対応する保険に加入すること。また、管理上の事故又は業務遂行上の事故に対応する保険に加入すること。
- (8) 自転車は、安全に運用するため、必要に応じてメンテナンスを行うこと。
- (9) 自転車には、事業者の連絡先等を表示し、利用者が設置場所の施設管理者等に問い合わせることがないよう工夫すること。
- (10) バッテリーは、通常モードにおいて、最低走行距離 50 キロ以上走行できるものとする。
- (11) 返却場所の識別と、不正利用防止のため、ビーコン等を少なくとも各拠点に 2 つ以上設置すること。（予備を含む）

8 運営方法

- (1) シェアサイクル利用促進に対する考え方及び手法を明確にすること。
- (2) トラブル防止や緊急時等の対応を速やかに行うため、管理責任者及び現場運営責任者を明らかにすること。
- (3) 事故・トラブル等が生じた場合は、速やかに対応すること。また、利用者からの問い合わせに対応できるよう、可能な限りシェアサイクル専用窓口を開設すること。
- (4) 各拠点に配置している自転車に偏りが生じた場合は、利用者に支障をきたさないよう、台数を平準化するなど、拠点間で自転車の再配置を行うこと。
- (5) 拠点に本業務と関係のない自転車が停められないよう配慮するとともに、停められていた

場合は早期に適切な対応を行うこと。

- (6) 利用者に対して自転車を放置させないよう周知徹底するとともに自転車が拠点以外の場所に放置された場合は、速やかに回収すること。
- (7) 利用者に対して交通ルールやマナー等の啓発を行うこと。
- (8) 利用者の個人情報及び情報資産は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定に基づき適正に管理すること。
- (9) 資金調達、物価、金利の変動、需要の変動等の業務実施に伴うリスクについては、事業者の負担とすること。
- (10) 利用者に対し、次の内容のアンケート調査を実施し、取得したデータを集計すること。
本業務の満足した点及び改善点、拠点希望場所、料金設定に対する満足度、本業務認知方法、その他本市が指示する事項。

9 共通事項

- (1) 提案書に記載する内容について

提案書においては、「洲本市観光シェアサイクル実証運行業務」募集要領の審査基準、及び本仕様書に沿った内容を提案すること。

- (2) 見積金額に含まれる費用について

以下の費用について、見積金額に示すこと。

- (ア) 自転車のレンタル費・配送費
- (イ) システム設定費
- (ウ) ビーコン等にかかる費用
- (エ) 実施に係る人件費、手続きにかかる費用等
- (オ) データ抽出作業費
- (カ) クレジット決済代行にかかる費用等
- (キ) 保険料
- (ク) SNS 等、広報に関する費用
- (ケ) 各種書類作成に係る費用
- (コ) その他、本業務実施にあたり、受託者が負担する費用（返金手数料を含む）

10 業務報告

- (1) 業務終了後、以下の事項を実績報告として令和 8 年 1 月 30 日（金）までに本市に提出すること。
 - (ア) 利用者の属性（居住地、性別、年齢、目的等）
 - (イ) 利用状況（日、週、月、平日、休日、時間帯の利用者数等）
 - (ウ) 収支
 - (エ) 利用者へのアンケート調査の実施結果
 - (オ) 本市でのシェアサイクル実証運行業務の課題

- (カ) 利用者の移動記録等が分かる各種データ（利用者の一時駐輪を可視化したヒートマップ等）
 - (キ) 業務の本格導入に向けた改善提案
 - (ク) 業務完了届（本市が指定する様式による）
 - (ケ) その他本市が指示する事項
- (2) 本事業の稼働状況は本市と密に共有し、本市が提出を指示する各種データは、可能な限り速やかに提出すること。

11 受託者の責務

- (1) 常に善良なる管理者の注意を持って業務を遂行し、業務の実施状況を把握すること。
- (2) 関係法令等を遵守し、その適応及び運用は受託者の責任において適切に行うこと。
- (3) 業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (4) 業務の運営、実施における関係者との交渉・協議、その他事業にあたっての必要な資料・備品等の準備は原則として受託者が行うこと。
- (5) 業務の一括再委託の禁止

当業務の受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、受注者があらかじめ、業務の一部について外部に委託し、又は請け負わせることについて、本市の承諾を得た場合はこの限りでない。

12 支払い方法

業務の履行確認後、受託者の適正な請求に基づき、業務終了後に支払うものとする。

13 その他

- (1) 本業務に係る成果物等の権利は、すべて本市に帰属するものとする。また本市は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、又は二次利用する権利を有するものとする。
- (2) 業務完了検査の結果、成果物に瑕疵（契約不適合）が発見された場合は、受託者は本市の指定する期間内に修正を行い、再度検査を受けること。
- (3) 本業務において、疑義が生じた場合及び仕様書に定めのない事項については、その都度委託者と協議を行うものとする。

14 連絡先

洲本市役所 産業振興部 商工観光課
TEL：0799-24-7613
FAX：0799-23-0978
E-mail：shoukou@city.sumoto.lg.jp